

必要と認められる経費

経費の確認は、確定申告（確定申告を行っていない場合には住民税の申告）時の書類により行うこととし、確定申告の際に下図の名称以外の科目として計上した場合には、控除できないものとします。

収支内訳書 (青色申告決算書)	不動産所得用	一般用	農業所得用	現金主義用
控除可能な経費	給料賃金	売上原価	雇人費	仕入
	地代家賃	給料賃金	小作料・賃借料	給料賃金
	修繕費	地代家賃	種苗費	地代家賃
	専従者給与	水道光熱費	素畜費	専従者給与
		修繕費	肥料費	
		消耗品費	飼料費	
		専従者給与	農具費	
			農薬衛生費	
			諸材料費	
			修繕費	
			動力光熱費	
			土地改良費	
			地代・賃借料	
		専従者給与		

使用する申告書が異なるものであっても、必要経費の科目が同名のものであれば、控除可能です。ただし、「諸材料費」については、農業所得のみ控除可能です。

例) 確定申告時に青色申告決算書（現金主義用）を使用し、消耗品費として必要経費を計上した場合には、消耗品費は控除可能な必要経費となります。

(1) 外交員・集金人・検針員に限り控除可能な必要経費について

ア 業務に使用する自動車・バイクのガソリン代、オイル代

※ 収支内訳書（青色申告決算書）において、「ガソリン代」、「オイル代」、又は「燃料費」という科目で計上している場合を除いて、ガソリン代・オイル代であることを明確に確認できる書類の添付が無い場合には、必要経費として認めません。

イ 業務に使用する自動車・バイクのリース料、駐車場代

※ 収支内訳書（青色申告決算書）において、「リース料」、「賃借料」又は「地代家賃」という科目で計上している場合を除いて、リース料・駐車場代であることを明確に確認できる書類の添付が無い場合には、必要経費として認めません。

ウ 資材代

※ 収支内訳書（青色申告決算書）において、「資材代」又は「消耗品費」という科目で計上している場合を除いて、資材代であることを明確に確認できる書類の添付が無い場合には、必要経費として認めません。

(2) 株取引又は先物取引による収入に係る控除可能な必要経費

株取引又は先物取引における「取得費」は、その収入を得るために直接必要とされる経費と認め、収入から当該経費を控除した金額を扶養限度額の判定に用います。